障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会 第3回 雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する 研修の構築に関する作業部会 議事次第

1 日時

令和3年11月8日(月) 13:00~15:00

2 場所

中央労働委員会 会館 606 号室及びオンライン

3 議題

- (1) 基礎的研修の方向性について
- (2) その他

4 資料

- 資料1 基礎的研修における論点に関する議論の整理(案)
- 資料2 基礎的研修のカリキュラム案に対する意見整理
- 参考資料 1 「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修の 構築に関する作業部会」の開催について
- 参考資料2 専門人材の研修体系イメージ図
- 参考資料3 各研修のカリキュラム
- 参考資料 4 就業支援基礎研修の実施状況
- 参考資料 5 各就労支援実施機関数と専門人材の数

基礎的研修における論点に関する議論の整理(案)

1. 基礎的研修を修了した人材の仕上がり像について

- 〇 「障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会」(以下「検討会」という。)及び「障害者就労を支える人材の育成・確保に関するワーキンググループ」(以下「WG」という。)において、障害者就労を支える人材は、
 - ・ 就労支援全体のプロセスに対する俯瞰的な理解の下、自らの担当する 支援の位置づけや自らの立ち位置、さらには他の機関との連携の在り方 等を認識した上で支援ができること、
 - 就労支援における基本的な考え方※を理解し、雇用と福祉の両分野それ ぞれの立場を理解した上で、実際の支援においても障害者のニーズを踏 まえた上で、同じ方向を見ることができること、
 - ※障害者の就労支援体系の在り方に関するワーキンググループ(第3WG)これまでの議論等の整理の別紙 1「就労支援における基本的な考え方について」を指す。具体的には、「障害のある人もない人もともに働く社会」を目指し、多様な働き方が広がる中、障害者本人のニーズを踏まえた上で、「一般就労」の実現とその質の向上に向けて、障害者本人や企業等、地域の就労支援機関を含むすべての関係者が最大限努力すること。
 - の重要性が指摘されている。
- これに加え、本作業部会においては、
 - ・ 企業で働くことを支援することに重点を置いて、必要なアセスメント、 求人とのマッチング、就職後のフォローアップなど職業リハビリテーションのプロセスを理解し、企業と必要なコミュニケーションを図り、企業と連携して支援していくことができること、
 - も重要であるという意見があった。
- これらの指摘を踏まえ、障害者就労を支える人材育成においては、必要な知識・スキルを付与することを目指して行われるものであるが、本作業部会においては、こうした人材の育成は基礎的研修のみで完結するものではなく、その後の実践経験等と相まって、基礎的研修の上位に位置づけられている階層研修も含めた育成により可能となるものであることが改めて確認された。
- したがって、基礎的研修は、そのゼロステップとして必要な雇用・福祉 両分野の横断的な知識等について一定レベルの修得を目指すこととし、当 該研修を修了した者の仕上がり像は、障害者本人及び企業に対して基本的 な支援を開始できるレベルの人材としてはどうか。

2. カリキュラムに盛り込むべき内容について

- 基礎的研修のカリキュラムについては、これまでの議論において、現行 の就業支援基礎研修のカリキュラムに次のような<u>知識、スキルの習得を可</u> 能とする内容を加えるべきという意見があった。
 - 就労支援の目的や障害者雇用・福祉の理念や倫理等
 - ・ 一般就労への移行、雇用から福祉への移行、就職後の雇用管理・定着支援に関する知識とスキル
 - ・ 対企業支援の知識とスキル(企業における地域資源の活用促進や職務の切り出しを支援する知識とスキル、合理的配慮の提供内容の検討や企業との調整の仕方、企業担当者へのメンタルヘルスに係る配慮に関する知識等)
 - ・ ハローワークやその他の職業リハビリテーション実施機関との連携に関する知識とスキル
 - ・ ライフステージに応じた障害者の生活変化に対応した支援のために必要な知識(青年心理学、キャリアコンサルティング等)
 - 企業内での障害者雇用への理解促進を支援できる知識とスキル
 - ・ 障害者の就業に役立つICTのツールに係る知識
- その他、留意すべき点としては以下の指摘があった。
 - ・ 障害特性の理解等においては、障害者雇用促進法の障害の範囲に留まらず、<u>障害福祉施策の対象となる障害の範囲</u>を取り扱うべきではないか。 その上で、上位の階層研修においては、さらに高度な専門性を要するケースの内容を扱うべきではないか。
 - ・ 現行の就業支援基礎研修は福祉分野の人材に雇用について教える比重が大きいため、基礎的研修では企業で働く障害者の就業に伴う生活面の 支援をどう行っていくのかといった観点も含めるべきではないか。
 - ・ 職場適応援助者養成研修及び障害者就業・生活支援センター就業支援 担当者研修(以下「就業支援担当者研修」という。)の内容との関係について、現行のこれらの研修の内容のうち、共通する内容については、基礎 的な内容については新たに構築する基礎的研修に含めるものとし、職場 適応援助者養成研修及び就業支援担当者研修については、それぞれの機 関の役割に応じた内容及びより高度な内容とすべきではないか。
 - 「福祉的就労と一般就労の違い」が何かを理解し、企業で実際に働く際に必のようなことが求められるのかなどを学べるようにすることが必要ではないか。

○ 上記の指摘等を網羅的に踏まえたカリキュラムイメージを検討した結果、 講義時間(1コマ)の短縮、複数講義の統合、上位の階層研修への移行(演 習・意見交換等)等、カリキュラムの削減に係る意見や、一方でオンライ ン講義の復習時間を集合研修に追加するといった意見のほか、様々な意見 があった(詳細については別添参照)。

また、障害福祉サービスの実施事業所の最低人員配置(かつ常勤換算による人員配置のため職員のうち非常勤の者の割合が高い)という特性から、研修日数が多いと現場の負担感が大きくなり、受講のハードルが高くなってしまうこと、また一定の実践経験を積んでから学ぶことで習得効果が向上することが期待できること等から、基礎的研修で盛り込むべき内容を絞り込む方向で精査すべきという意見があった。

- 〇 こうした中で、本作業部会としては、研修期間は3日以内(概ね900分以内)とすることが適当との方向性を確認したが、2日間(765分~840分)という意見もあった。
- これらの意見等を踏まえた上で、基礎的研修において習得を目指す知識・ スキル等やそのレベル、仕上がり像も考慮しつつ、改めてカリキュラムに 盛り込むべき内容や時間配分等のイメージについて検討してはどうか。

3. 受講を必須とする者の要件について

- O <u>基礎的研修の受講を必須とすべき者</u>は、以下のとおりとする。
 - 就労移行支援事業所の就労支援員
 - 就労定着支援事業の就労定着支援員
 - ・ 障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者
 - ・ 障害者就業・生活支援センターの生活支援担当者
- 検討会及び WG、さらに本作業部会においても、上記の者を第1段階として、さらに、就労系障害福祉サービスの実施事業所のうち、就労継続支援 A 型及び B 型事業所の支援員を含む全ての支援員についても受講を必須とする者として拡大していく必要があるという意見があった。
- 〇 また、受講を必須とする者に係る<u>受講までの猶予期間</u>については、<u>3 年</u> <u>以内</u>としてはどうか。
- その上で、特に、検討会においては、障害者就業・生活支援センターが

地域の基幹的役割を今後担うことが求められていることや、本作業部会においては、本事業(就業支援部分)が国の委託事業であることを鑑み、当該機関の者は可能な限り、就任した初年度に基礎的研修を受講できるように優先すべきとの意見があった。

〇 <u>受講を必須とする者に対する免除等</u>については、現行の就業支援基礎研修や基礎的研修等の受講者、就労支援の経験のある者、一定の資格保持者について、その取扱いに対して様々な意見があった。

(現行の就業支援基礎研修や基礎的研修等の受講者)

- ・ 現行の就業支援基礎研修を受講した者や新たに実施する基礎的研修を 前職で受講した者についても、最新の状況を学ぶために<u>受講の免除はし</u> ない方向としてはどうかとの意見があった。
- 一方で、受講後に実務経験があれば受講免除としてはどうかとの意見 もあった。
- ・ また、基礎的研修を受講した者が配置転換や転職により、新たに基礎的研修の受講が必須となっている専門人材となった場合については、前職での受講から2年以上経過している場合は、最新の状況を学ぶために再度、基礎的研修を受講させるべきとの意見があった。

(就労支援の経験のある者)

・ 就労支援の経験が一定以上ある者は一部の科目を免除してもいいのではないかとの意見があったが、経験の客観的な判断がつけられないものは免除の対象とすべきではないとの意見もあった。

(資格保持者)

- ・ PSW 等の資格保持者については、<u>必要な科目を選択して受講</u>できるよう にしてはどうかとの意見があった。
- 一方で、障害特性の理解だけではなく、就労支援で必要なアプローチ方法を理解していることが必要であることから、就労支援の実務経験がない場合は資格保持者も全ての科目を受講すべきとの意見もあった。
- これらの意見等を踏まえた上で、基礎的研修において習得を目指す知識・スキル等やそのレベル、仕上がり像、カリキュラムに盛り込まれる内容にも照らしつつ、受講免除をどのような範囲とすることが適当か検討してはどうか。
- また、検討会及び WG において、職場適応援助者養成研修及び就業支援担

当者研修の受講要件として、

- 基礎的研修の受講修了を要件とすること
- ・ <u>企業在籍型職場適応援助者養成研修</u>の受講にあたっては、<u>基礎的研修</u> <u>か障害者職業生活相談員資格認定講習のいずれかを受講</u>していればよい とすること

について意見があったところ、

本作業部会では、

基礎的研修の受講を要件とする場合は、基礎的研修が職場適応援助者 養成研修及び就業支援担当者研修の受講を制限することにならないよう 受講機会を確保することが重要ではないか。

といった意見があった。

4. 研修実施の規模感について

- 〇 研修実施の規模感については、<u>就労支援員、就労定着支援員、障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者及び生活支援担当者を受講必須</u>とし、さらには基礎的研修の受講を職場適応援助者養成研修の受講要件とした場合、現在の各人員数を基にした受講者は最大 11,800 人(推計)である。仮に、配置されてから3年以内の受講を義務付けた場合は年間3,900 人、2年以内の受講を義務付けた場合は年間5,900 人に対する受講機会の確保が必要となる。
- これに加え、将来的には、就労系障害福祉サービスの実施事業所のうち、 就労継続支援 A 型及び B 型事業所の支援員を含む全ての支援員について受 講を必須とすべきとの意見がある中で、受講者の規模感については、受講 対象の拡大にタイムリーに対応できるように、これらの者を含めて想定し、 実施の計画を立てるべきとの意見があった。
- 〇 さらには、検討会及び WG においては、上記3の者を受講必須とした上で基礎的研修の実施状況を見つつ、<u>将来的に</u>は、医療機関の者、教育関係者、職業訓練分野における委託訓練を実施している民間事業者の担当者、そのほか行政機関の雇用や福祉担当部署の職員等にも<u>対象を拡大することにつ</u>いても意見があったところである。
- 〇 こうした中で、<u>受講を必須とする者以外の優先受講</u>(代替的役割を果たす機関等に対する対応等)や受講が必須となっていない者に対する<u>受講促</u> <u>進策</u>(重点的に受講を促す者、周知方法等)について何か必要な対応はあ

るか。

5. 研修実施主体について

- 基礎的研修の実施機関としては、検討会及び WG においては、高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「JEED」という。)がセーフティネットとして実施していくことが望まれるとの意見があったが、実施主体は将来的な受講対象の拡大を見越して、JEED のみでは体制としては不十分であることから、量的な観点から、JEED とともに民間機関を活用していくべきであるとの意見があった。
- 民間機関の活用については、本作業部会でも重ねて意見があったところ、 一方で、質の担保の観点から、例えば、厚生労働大臣指定の職場適応援助 者養成研修実施機関としてはどうかとの意見があった。
- その上で、職場適応援助者養成研修の受講を前提として、基礎的研修を 受講する者に対しては、基礎的研修と職場適応援助者養成研修をセットで 実施することを可能としてはどうかとの意見があった。
- また、この場合において、職場適応援助者養成研修実施機関は JEED が行う基礎的研修のオンライン講座を活用し、基礎的研修の集合研修部分を職場適応援助者養成研修とセットで行うということも考えられるのではないかといった意見もあった。

<u>6.研修実施手法について</u>

- 研修実施手法については、基礎的研修の質を確保し、受講の確認やなり すましを防止する仕組みを構築することを前提とした上で、<u>知識付与型の</u> 内容はオンラインを活用することを可能とする一方で、<u>意見交換や事例検</u> 討等は集合により実施することが適当である。
- オンライン(ライブ配信)により実施する場合、受講の確認を行う方法 としては、例えば、次の方法が考えられる。
 - 研修開始後15分以上の遅刻は欠席と見なす。
 - 受講中はビデオをオンで受講させる。
 - ・ 休憩時間を除き、10分以上の離席があった場合は注意する。
 - 講師からの質問にリアルタイムで反応を求める。

- 受講者間で講義の内容を共有する小タイムを設ける。
- 一部をオンラインにより実施する場合、<u>習熟度の確認を行う方法</u>は次の ものが考えられる。
 - 受講終了後に小テストを実施する。
 - 視聴の合間に理解度チェックを挟む。
 - 受講後にレポートを提出させる。
- オンラインでの履修効果が上がるように、オンラインにより行った内容のフィードバックを集合形式により行う時間を設けてはどうかという意見があった。
- オンライン(特にオンデマンド方式)を活用する場合であっても、各受 講者の自由時間に個人の裁量で行われるのではなく、業務の一貫として各 施設の管理の下で行われるようにする必要があるという意見があった。

基礎的研修のカリキュラム案に対する意見整理

実施方法	No	科目	形態	内容	時間(分)	備考
オンライン	追	就労支援の理念・目的、障害者雇用の現状と障害者雇用・福祉施策	講義	○就労支援の理念と目的(支援者としての共通した目的、福祉的就労と一般就労) ○障害者福祉施策(就労系障害福祉サービス)の体系や概要 ○国の障害者雇用施策の体系や各種制度 ○国の障害者雇用の状況 ○雇用施策と福祉施策との連携(福祉・教育・医療から雇用への流れ) ○就労支援の基本的な考え方(働くことの意義の理解、就労支援の視点、支援者の役割と資質、企業の視点の理解)	60 →90	〇職場適応援助者養成研修 (以下「養成研修」という。)の 導入の科目「職業リハビリ テーションの理念」の内容を 追加。 〇「障害者福祉施策(就労系 障害福祉サービス)の体系 や概要」において、障害者総 合支援法及び就労系障害福 祉サービスの概要について 解説。
オンライン	2	支援のプロセス I (イン テーク〜職業準備性の向 上のための支援)	講義	○就労支援のプロセスと手法(支援の基本的姿勢、アセスメントから一般就労への移行の過程) ○インテーク、アセスメント、プランニング ○職業準備性の考え方、職業準備性の向上のための支援 ○支援事例	120 →90	〇「就労支援の基本的な考え方」は科目①に移動。 〇【演習】は新規の科目① 「アセスメントの基礎」に移動。
オンライン	3	支援のプロセス II (求職活動支援〜定着支援)	講義	○就職のための支援(ハローワークの活用、企業開拓、企業へのアプローチ等) ○職場定着・雇用継続のための支援(障害者・企業双方への支援、実施方法、留意事項、福祉施策の活用や連携) ○加齢等に伴う雇用から福祉への移行 ○支援事例	120 →90	○「福祉施策の活用や連携」において、就労系福祉サービスに加え、グループホームなど他の福祉サービスについても解説。 ○「加齢等に伴う雇用から福祉への移行」において、雇用から福祉または福祉から雇用から福祉または福祉から雇用がら福祉または福祉から展別。 ○【意見交換】は新規の科目 ⑤「地域における就労支援の取組」に移動。
オンライン	4	就労支援機関の役割と連 携		○就労支援を実施している機関の役割と業務内容(ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労系障害福祉サービス(就労移行支援事業所等)、医療機関、教育機関等) ○就労支援ネットワークについて(ネットワークの重要性、ネットワークの構造・構築の手順等) ○ネットワークを活用した支援事例	120 →90	○就労系福祉サービスや医療機関、教育機関についても、その役割や業務内容を具体的に解説。 ○【意見交換】は新規の科目 ⑤「地域における就労支援の取組」に移動。

意見

<小野寺AV>

・知識付与型コンテンツはオンデマンド中心としても問題ないが、できれば合間に理解度チェックを入れて、 小刻みに学びを復習できるような仕様だとよい。また、最後に習熟度テストを実施し、それらを提出する方 式とするなどして、知識の定着を図れるような工夫もセットで考えられるといい。

<若尾AV>

90分→60分に短縮

<藤尾AV> ・ライブ形式

| **<玉城AV>**

集合またはオンライン

|<ジョブコーチ連絡協議会>

|・90分→オンライン45分+集合60分(計105分)で実施。

<小野寺AV>

・知識付与型コンテンツはオンデマンド中心としても問題ないが、できれば合間に理解度チェックを入れて、 小刻みに学びを復習できるような仕様だとよい。また、最後に習熟度テストを実施し、それらを提出する方 式とするなどして、知識の定着を図れるような工夫もセットで考えられるといい。

・当科目にて扱った内容やポイントが集合型演習に活かされる点にも触れるなどして、視聴者の注意を維持できるとよい(例えば、この視聴自体を集合型の演習日1週間前後と推奨するなども効果的な方法の1つ)

<若尾AV>

90分→60分に短縮

<玉城AV>

・集合で実施

|・90分→60分に短縮 |**<ジョブコーチ連絡協議会>**|

•集合で実施

・90分→60分に短縮

<小野寺AV>

・知識付与型コンテンツはオンデマンド中心としても問題ないが、できれば合間に理解度チェックを入れて、 小刻みに学びを復習できるような仕様だとよい。また、最後に習熟度テストを実施し、それらを提出する方 式とするなどして、知識の定着を図れるような工夫もセットで考えられるといい。

・当科目にて扱った内容やポイントが集合型演習に活かされる点にも触れるなどして、視聴者の注意を維持できるとよい(例えば、この視聴自体を集合型の演習日1週間前後と推奨するなども効果的な方法の1つ)

く 若尾AV>

90分→60分に短縮

<玉城AV>

・集合で実施

|・90分→60分に短縮 |**<ジョブコーチ連絡協議会>**|

・集合で実施

・90分→60分に短縮

<小野寺AV>

・知識付与型コンテンツはオンデマンド中心としても問題ないが、できれば合間に理解度チェックを入れて、 小刻みに学びを復習できるような仕様だとよい。また、最後に習熟度テストを実施し、それらを提出する方 式とするなどして、知識の定着を図れるような工夫もセットで考えられるといい。

・当科目にて扱った内容やポイントが集合型演習に活かされる点にも触れるなどして、視聴者の注意を維持できるとよい(例えば、この視聴自体を集合型の演習日1週間前後と推奨するなども効果的な方法の1つ)

く若尾AV>

90分→60分に短縮

<玉城AV>

・集合またはオンライン ・90分→60分に短縮

|くジョブコーチ連絡協議会>

・90分→60分に短縮

実施方法	No	科目	形態	内容	時間(分)	備考
オンライン	⑤追加	障害特性と職業的課題 I (身体障害、高次脳機能障 害、難病)	講義	○身体障害・高次脳機能障害・ <mark>難病の</mark> 職業的課題、特性に即した支援方法、留意事項、支援事例		〇「難病」を追加し、取り扱う 範囲を拡大。 〇ICTツールや就労支援機 器の活用について、障害特
オンライン	6	障害特性と職業的課題 II (知的障害、発達障害)	講義	〇知的障害·発達障害の職業的課題、特性に即した支援方法、留意 事項、支援事例	60	性に即して解説。 ※養成研修、障害者就業・生 活支援センター就業支援担 当者研修(以下「担当者研 修」という。)においては、本
オンライン	7	障害特性と職業的課題Ⅲ (精神障害)	講義	○精神障害の職業的課題、特性に即した支援方法、留意事項、支援 事例	60	科目の内容を踏まえ、より高度な専門性を要するケースへの対応方法などについて解説。
オンライン	8	労働関係法規の基礎知識	講義	○労働契約上の留意点(労働契約の締結、労働時間、休憩、休日、賃金、解雇等)○法律上企業等に加入が義務づけられている労働保険・社会保険(労災保険、雇用保険)	60	
オンライン	9新規	企業に対する支援の基礎	講義	○企業で働くとは ○企業を支援することの重要性 ○障害者雇用をめぐる企業を取り巻く状況 ○企業支援のプロセス及び支援手法(企業情報・ニーズの把握、企業内での理解促進への支援、職務の切り出し、地域資源の活用) ○企業支援の留意点(企業との信頼関係の構築、企業担当者のメンタルヘルスに関する支援等)	60	○企業支援に必要な心構え や支援のプロセス、基本的な スキルを解説。 ※養成研修、担当者研修に おいては、本科目の内容を 踏まえ、職務分析や職務創 出などのより実践的な内容 について解説。
オンライン	新	ケースマネジメントと職場定 着のための生活支援・家族 支援		○就労支援におけるケースマネジメントの重要性 ○生活支援・家族支援の進め方(支援方法、対応例) ○生活支援・家族支援における企業と支援機関の役割分担と連携 ○ライフステージや生活の変化に対応した支援の必要性	60	○養成研修の科目「ケースマネジメントと職場定着のための生活支援・家族支援」の内容を追加。 ○福祉サービスの活用を含む、職場定着に向けた生活支援・家族支援について解説。

意見

<小野寺AV>

・各種障害の特性はもちろんのこと、実際の支援場面で見られる疾病性・事例性に着目して学習すること で知識の定着が図れる要素が強い科目であると考える。

また、特性に沿った支援の在り方などは、具体的なニュアンスや講師を担当する方の実践知含めて伝達していただくことで、理解が深まると考える。

・福祉と雇用の連携強化という観点で考えると、異業種から福祉職に転職してきた人材も、このあたりは具体的なイメージをもって学習できることが効果的であると思われる。

・ライブ配信においては、講師への投げかけに対してZoom上のチャットでコメントしてもらう、リアクションでの反応を促す、ブレイクアウトルームを活用してグループワークやシェアワークを行う、といった機能の活用によって、対面と同等の質の担保にもなり、受講者の集中の維持にもつながる。

また、グループワークでの議論内容をGoogleスプレッドシート等の同時確認可能なツールに記載することで、講師側はリアルタイムで議論の内容を追える、受講者はいつでも他受講生の意見にも目を通せるようになるなど、オンラインだからこそのメリットを活用することで、対面以上の相互学習の活性化にも期待ができる。

<若尾AV>

-3コマ(計180分)を統合して、120分(前後半各60分)。

・障害特性や課題の説明に終始せず、職場での課題への対処法や合理的配慮の提供の視点を合わせて説明。

<小野寺AV>

・知識付与型コンテンツはオンデマンド中心としても問題ないが、できれば合間に理解度チェックを入れて、 小刻みに学びを復習できるような仕様だとよい。また、最後に習熟度テストを実施し、それらを提出する方 式とするなどして、知識の定着を図れるような工夫もセットで考えられるといい。

<藤尾AV>

・ライブ:質疑応答が必要

<玉城AV>

集合またはオンライン

<小野寺AV>

・ライブ配信においては、講師への投げかけに対してZoom上のチャットでコメントしてもらう、リアクションでの反応を促す、ブレイクアウトルームを活用してグループワークやシェアワークを行う、といった機能の活用によって、対面と同等の質の担保にもなり、受講者の集中の維持にもつながる。

また、グループワークでの議論内容をGoogleスプレッドシート等の同時確認可能なツールに記載することで、講師側はリアルタイムで議論の内容を追える、受講者はいつでも他受講生の意見にも目を通せるようになるなど、オンラインだからこそのメリットを活用することで、対面以上の相互学習の活性化にも期待ができる。

・福祉と雇用の連携強化という観点で考えると、福祉サイドの支援者が企業に入っていく際の支援の在り方や姿勢、またコミュニケーション手法について、知識だけでなく温度感やニュアンス含めて知り、それらの学習を強化していく必要があるため、ここはライブ配信とする方が研修目的にもフィットしていると思いま

<若尾AV>

|・③「企業における障害者雇用の実際」と統合(計120分)し、講義50分+演習100分(計150分、集合形

<藤尾AV>

オンラインライヴ形式

<玉城AV>

集合またはオンライン

|<ジョブコーチ連絡協議会>

•集合形式

<小野寺AV>

・ライブ配信においては、講師への投げかけに対してZoom上のチャットでコメントしてもらう、リアクションでの反応を促す、ブレイクアウトルームを活用してグループワークやシェアワークを行う、といった機能の活用によって、対面と同等の質の担保にもなり、受講者の集中の維持にもつながる。

また、グループワークでの議論内容をGoogleスプレッドシート等の同時確認可能なツールに記載することで、講師側はリアルタイムで議論の内容を追える、受講者はいつでも他受講生の意見にも目を通せるようになるなど、オンラインだからこそのメリットを活用することで、対面以上の相互学習の活性化にも期待ができる。

・支援場面を想定した対応例などは、実際の声掛けや介入の在り方などの具体的なニュアンスも含めて学習できた方が、実践にも活かしやすく学習効果も高いと考えられます。

<若尾AV>

・①ケーススタディと⑤地域における就労支援の取組と統合(計240分)し、事例研究120分(集合形式)。 ・講義といくつかの思考法を活用したグループワークによる課題解決単元とする。

<藤尾AV>

オンラインライブ形式

<玉城AV>

-削除

<ジョブコーチ連絡協議会>

•集合形式

実施方法	No	科目	形態	内容	時間(分)	備考
集合	⑪新規	アセスメントの基礎		 【講義】 ○アセスメントの目的と心構え ○実施手法と留意事項 ○結果の分析ポイントと活用の仕方 【演習】 ○グループワーク。 ○モデル事例に即して、アセスメントにおける対象者への聞き取りや観察の内容について検討。 また、把握した情報に基づき、対象者の就労に向けた課題や支援のポイント・方法について整理。 	120	※養成研修においては、本 科目の内容を踏まえ、アセス メントの結果を踏まえた支援 計画の作成方法などについ て解説。
集合	12	ケーススタディ	ケーススタディ	【ケーススタディ】 ○グループワーク。 ○モデル事例の内容に基づき、対象者や企業、家族への支援の内容や関係機関との連携などについて検討。 【解説】 ○モデル事例に即した、支援の内容や方法のポイント、支援実施上の留意点など。	150 →120	
集合		企業における障害者雇用 の実際	講義	○企業の障害者雇用の担当者からの講義。 ・企業における障害者雇用の考え方や実際(従事している職務の内容、雇用管理の方法、職場内支援体制等)。 ・企業が求める人材(採用時に重視すること、雇用継続に向けて重視すること等)。 ・支援者に求めること。	90 →60	〇地域における、企業の障害者雇用の実際について理解を深められるようにする。
集合	14) 新規	相談技法の基礎	講義演習	【講義】 ○相談を行う上での基本的態度や傾聴等の相談技法等。 【演習】 ○グループワーク、ロールプレイ。 ○相談場面などを設定し、支援者と対象者の役割を経験。	120	○対象者との信頼関係の構築や対象者の思い・考えなどを話しやすくするための方法について理解を深められるようにする。
集合		地域における就労支援の 取組		【意見交換】 〇グループワーク。 ①受講者の所属機関における各種支援の取組 ②関係機関との連携、ネットワークの活用状況 ・①②に関連するテーマについて意見交換。	60	〇地域における、社会資源 やその活用の方法などにつ いて理解を深められるように する。
				合計時間 900分→1,200分(うちオンライン想定720分、集合形式想気	€480分)	

意見

<小野寺AV>

・オンデマンド視聴している科目の内容から、本演習のポイントとなる要素を抜きだすなど、復習も兼ねた 時間を入れると効果的。

・ブレンデッドラーニング(ブレンド型学習)と呼ばれる手法に近いですが、オンデマンドにて学習した内容の討論や資料の深堀ができると、知識のアウトプットにもなり、応用力も身に付く可能性が高くなると考えられる。

<若尾AV>

-講義50分+演習100分(計150分)

|<玉城AV>

- ・集合形式により演習を実施
- ・90分→60分に短縮

<小野寺AV>

・オンデマンド視聴している科目の内容から、本演習のポイントとなる要素を抜きだすなど、復習も兼ねた時間を入れると効果的。

・ブレンデッドラーニング(ブレンド型学習)と呼ばれる手法に近いですが、オンデマンドにて学習した内容の討論や資料の深堀ができると、知識のアウトプットにもなり、応用力も身に付く可能性が高くなると考えられる。

<若尾AV>

|・⑩ケースマネジメントと⑮地域における就労支援の取組と統合(計240分)し、事例研究120分(集合形

▶・講義といくつかの思考法を活用したグループワークによる課題解決単元とする。

<藤尾AV>

・分野別での実施が望ましい。またファシリテーターの存在が必須。

|<玉城AV>

┣・講義+グル―プワークで実施。

<ジョブコーチ連絡協議会>

|・基礎的研修では実施せず上位研修へ。

<若尾AV>

・⑨「企業に対する支援の基礎」と統合(計120分)し、講義50分+演習100分(計150分、集合形式) **<ジョブコーチ連絡協議会>**

・基礎的研修では実施せず上位研修へ。

<若尾AV>

・基礎的研修では実施せず上位研修へ。

<玉城AV>

-削除

| <ジョブコーチ連絡協議会>

・基礎的研修では実施せず上位研修へ。

<小野寺AV>

・オンデマンド視聴している科目の内容から、本演習のポイントとなる要素を抜きだすなど、復習も兼ねた 時間を入れると効果的。

・ブレンデッドラーニング(ブレンド型学習)と呼ばれる手法に近いですが、オンデマンドにて学習した内容の討論や資料の深堀ができると、知識のアウトプットにもなり、応用力も身に付く可能性が高くなると考えられる。

<若尾AV>

▶・⑩ケースマネジメントと⑫ケーススタディと統合(計240分)し、事例研究120分(集合形式)。

・講義といくつかの思考法を活用したグループワークによる課題解決単元とする。

<藤尾AV>

・基礎的研修に含める必要あるか。

<玉城AV>

・意見交換→講義+グループワークで実施。

<ジョブコーチ連絡協議会>

・基礎的研修では実施せず上位研修へ。

<若尾AV>

・集合研修の冒頭に、オンラインで実施したカリキュラムのポイントをまとめた資料を使って、振り返りのコマを創設

【基礎的研修】カリキュラムイメージ改訂(案)

実施方法	No	科目	形態	内容	時間(分)	備考
オンライン	追	就労支援の理念・目的、障害者雇用の現状と障害者雇用・福祉施策	講義	○就労支援の理念と目的(支援者としての共通した目的、福祉的就労と一般就労) ○障害者福祉施策(就労系障害福祉サービス)の体系や概要 ○国の障害者雇用施策の体系や各種制度 ○国の障害者雇用の状況 ○雇用施策と福祉施策との連携(福祉・教育・医療から雇用への流れ) ○就労支援の基本的な考え方(働くことの意義の理解、就労支援の視点、支援者の役割と資質、企業の視点の理解)	60 →90 →80	〇職場適応援助者養成研修 (以下「養成研修」という。)の 導入の科目「職業リハビリ テーションの理念」の内容を 追加。 〇「障害者福祉施策(就労系 障害福祉サービス)の体系 や概要」において、障害福祉 世大表び就労系でを 合支援法及び就労系でいて 解説。 ※講義内容を精査し、時間 を短縮。 ※講義内容を40分の2部に 分け、それぞれに理解度の 確認チェックを行う。
オンライン →集合	2	支援のプロセス I (イン テーク〜職業準備性の向 上のための支援)	講義	○就労支援のプロセスと手法(支援の基本的姿勢、アセスメントから一般就労への移行の過程) ○インテーク、アセスメント、プランニング ○職業準備性の考え方、職業準備性の向上のための支援 ○支援事例	120 →90	〇「就労支援の基本的な考え方」は科目①に移動。 〇【演習】は新規の科目①「アセスメントの基礎」に移動。 ※一部の内容(支援事例)を削除し、時間を短縮。 ※双方向性を高めるため集合形式に変更。
オンライン →集合	3	支援のプロセス II (求職活動支援〜定着支援)	講	○就職のための支援(ハローワークの活用、企業開拓、企業へのアプローチ等) ○職場定着・雇用継続のための支援(障害者・企業双方への支援、実施方法、留意事項、福祉施策の活用や連携) ○加齢等に伴う雇用から福祉への移行 ○支援事例	→90	○「福祉施策の活用や連携」において、就労系福祉サービスに加え、グループスにからには、では、一点のでは、では、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点のでは、一点ででは、一点ででは、一点ででは、一点ででは、一点ででは、一点では、一点
オンライン	4	就労支援機関の役割と連 携	講義	○就労支援を実施している機関の役割と業務内容(ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労系障害福祉サービス(就労移行支援事業所等)、医療機関、教育機関等) ○就労支援ネットワークについて(ネットワークの重要性、ネットワークの構造・構築の手順等) ○ネットワークを活用した支援事例		○就労系福祉サービスや医療機関、教育機関についても、その役割や業務内容を具体的に解説。 ○【意見交換】は新規の科目 ⑤「地域における就労支援の取組」に移動。 ※一部の内容(支援事例)を削除し、時間を短縮。
オンライン	追	障害特性と職業的課題 I (身体障害、高次脳機能障 害、難病)	講義	〇身体障害・高次脳機能障害・ <mark>難病の</mark> 職業的課題、特性に即した支援方法、留意事項、合理的配慮の 支援 事例	60	〇「難病」を追加し、取り扱う 範囲を拡大。 〇ICTツールや就労支援機 器の活用について、障害特 性に即して解説。
オンライン	6	障害特性と職業的課題 II (知的障害、発達障害)	講義	〇知的障害・発達障害の職業的課題、特性に即した支援方法、留意 事項、合理的配慮の 支援 事例	60	※養成研修、障害者就業・ 生活支援センター就業支援 担当者研修(以下「担当者研 修」という。)においては、本 科目の内容を踏まえ、より高 度な専門性を要するケース
オンライン	7	障害特性と職業的課題Ⅲ (精神障害)	講義	〇精神障害の職業的課題、特性に即した支援方法、留意事項、合 理的配慮の 支援 事例	60	への対応方法などについて解説。 ※一部の内容を組み替えて (支援事例→合理的配慮の 事例)、時間を短縮
オンライン	8	労働関係法規の基礎知識	講義	○労働契約上の留意点(労働契約の締結、労働時間、休憩、休日、賃金、解雇等)○法律上企業等に加入が義務づけられている労働保険・社会保険(労災保険、雇用保険)	60	

実施方法	No	科目	形態	内容	時間(分)	備考
オンライン →集合	9 新規	企業に対する支援の基礎	講義	○企業で働くとは ○企業を支援することの重要性 ○障害者雇用をめぐる企業を取り巻く状況(障害者の差別禁止・合理的配慮の提供義務等) ○企業支援のプロセス及び支援手法(企業情報・ニーズの把握、企業内での理解促進への支援、職務の切り出し、地域資源の活用) ○企業支援の留意点(企業との信頼関係の構築、企業担当者のメンタルヘルスに関する支援等)	60	〇企業支援に必要な心構え や支援のプロセス、基本的な スキルを解説。 ※養成研修、担当者研修に おいては、本科目の内容を 踏まえ、職務分析や職務創 出などのより実践的な内容 について解説。 ※双方向性を高めるため集 合形式に変更。
オンライン	新	ケースマネジメントと職場 定着のための生活支援・家 族支援	講義	○就労支援におけるケースマネジメントの重要性 ○生活支援・家族支援の進め方(支援方法、対応例) ○生活支援・家族支援における企業と支援機関の役割分担と連携 ○ライフステージや生活の変化に対応した支援の必要性	60	○養成研修の科目「ケースマネジメントと職場定着のための生活支援・家族支援」の内容を追加。 ○福祉サービスの活用を含む、職場定着に向けた生活支援・家族支援について解説。
集合	⑪新規	アセスメントの基礎	講義習	【講義】 ○相談を行う上での基本的態度や傾聴等の相談技法等 ○アセスメントの目的と心構え ○実施手法と留意事項 ○結果の分析ポイントと活用の仕方 【演習】 ○グループワーク。 ○モデル事例に即して、アセスメントにおける対象者への聞き取りや観察の内容について検討。 また、把握した情報に基づき、対象者の就労に向けた課題や支援のポイント・方法について整理。	→100	※養成研修においては、本科目の内容を踏まえ、アセスメントの結果を踏まえた支援計画の作成方法などについて解説。 ※講義内容を精査し、時間を短縮。
集合	12	ケーススタディ (移動・統合)	ケ ー スス タディ	【ケーススタディ】 ○グループワーク。 ○モデル事例の内容に基づき、対象者や企業、家族への支援の内容や関係機関との連携などについて検討。 【解説】 ○モデル事例に即した、支援の内容や方法のポイント、支援実施上の留意点など。	150 →120	※科目⑬「地域における就 労支援の取組」に移動・統合
集合		企業における障害者雇用 の実際	講義	○企業の障害者雇用の担当者からの講義。 ・企業における障害者雇用の考え方や実際(従事している職務の内容、雇用管理の方法、職場内支援体制、合理的配慮の内容等)。 ・企業が求める人材(採用時に重視すること、雇用継続に向けて重視すること等)。 ・支援者に求めること。	90 →60	〇地域における、企業の障害者雇用の実際について理解を深められるようにする。 ※合理的配慮の内容を追加するとともに、各項目の時間配分を少なくすることで、時間を短縮。
集合	新規	相談技法の基礎 (削除)	講 <mark>義</mark> 演習	【講義】 ○相談を行う上での基本的態度や傾聴等の相談技法等。 【演習】 ○グループワーク、ロールプレイ。 ○相談場面などを設定し、支援者と対象者の役割を経験。	120	○対象者との信頼関係の構築や対象者の思い・考えなどを話しやすくするための方法について理解を深められるようにする。 ※上位研修において取り扱う

実施方法	No	科目	形態	内容	時間(分)	備考
集合		地域における就労支援の 取組	意見交換 事例検討	【意見交換】 ○グループワーク。 ①受講者の所属機関における各種支援の取組 ②関係機関との連携、ネットワークの活用状況 ・①②に関連するテーマについて意見交換。 【ケーススタディ】 ○グループワーク。 ○モデル事例の内容に基づき、対象者や企業、家族への支援の内容や関係機関との連携などについて検討。	60 →90	〇地域における、社会資源やその活用の方法などについて理解を深められるようにする。 ※地域ネットワークの形成のため、相互の交流・意見交換の機会ともする。 ※旧科目⑫「ケーススタディ」統合に伴い、時間増。
集合	14 新規	オンライン形式での講義の 振り返り	講義	【講義】 ○オンライン形式の講義のポイントの復習。 ○オンライン形式の講義の質疑応答。	50	

基礎的研修(集合研修) スケジュールイメージ

	1日目			2日目	
	科目	時間		科目	時間
9:50~10:00	オリエンテーション	10			
10:00~10:50	④オンライン形式での講義の振り返り 【講義】	50			
	休憩				
11:00~11:50	②就労支援のプロセス I (インテーク~職業準備性の向上) 【講義】	50	10:30~12:00	⑩地域における就労支援の取組 【意見交換・ケーススタディ】	90
	昼休憩			昼休憩	
13:00~13:50	③就労支援のプロセスⅡ(求職活動支援 ~定着支援) 【講義】		13:00~14:00	⑨企業に対する支援の基礎【講義】	60
	休憩				
	①アセスメントの基礎		14:10~15:10	①企業における障害者雇用の実際 【講義】	60
14:00 ~ 15:40	【講義・演習】	100		休憩	
			15:15 ~ 16:00	基礎的研修のまとめ	45
	事務連絡等			事務連絡等	

「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修の 構築に関する作業部会」の開催について

1. 概要

障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会(以下「検討会」という。)において、障害者の就労を支える人材の育成・確保に関して議論がなされ、雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修(以下「基礎的研修」という。)の必要性等について、一定の方向性が報告書で示されたところ。

これを踏まえ、さらなる具体的な事項を議論することを目的として、検討会の下に「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修の構築に関する作業部会」(以下「基礎的研修作業部会」という。)を開催し、下記2の事項について集中的に検討を実施。

2. 主な検討事項

雇用分野と福祉分野のそれぞれの現場において活躍できる人材の育成のために、 基礎的研修を実施するに当たって、以下の事項等について整理。

- ・受講した人材の仕上がり像
- ・カリキュラムに盛り込むべき内容
- ・受講を必須とする者の要件
- ・受講を必須とする者の規模感を踏まえた研修実施体制
- ・受講を必須としない者の受講機会の確保
- 研修実施手法

3. 参集者(別紙)

参集者については、別紙のとおり。

※検討会の下に開催されたワーキンググループの構成員のうち座長が指名する者が、中 心的な役割を担う者として参画。その他に実務経験に長けた者等に出席を依頼。

4. その他

- ・ 令和3年度内に4~5回程度開催し、基礎的研修作業部会として整理した事項 を取りまとめ、検討会に報告。
- 基礎的研修作業部会の運営は、検討会のそれと同様に実施。

基礎的研修の構築に関する作業部会参集者

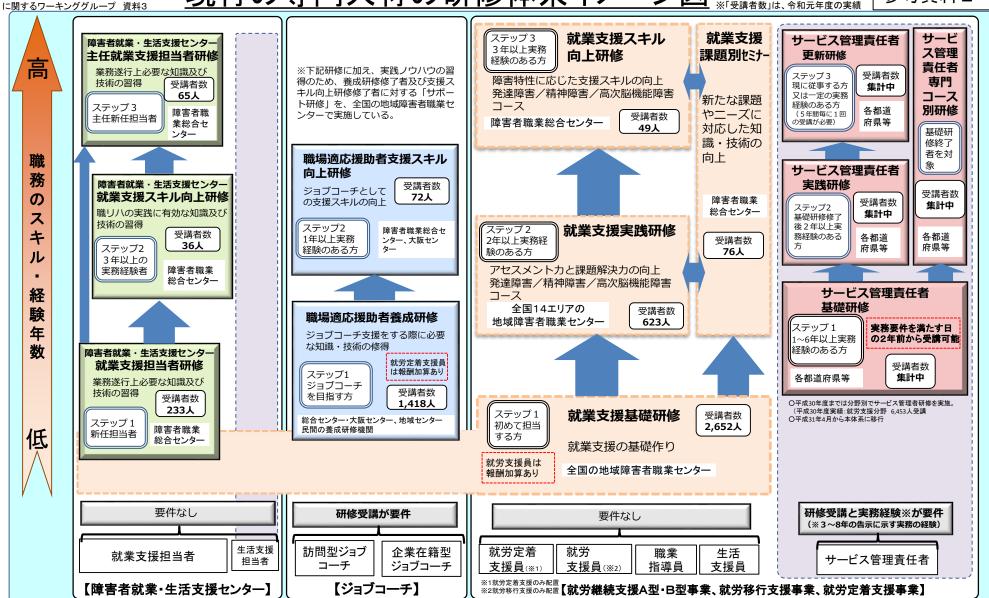
○ ワーキンググループ構成員のうち座長が指名する者

・ 若 林 功 常磐大学人間科学部 准教授

〇 専門アドバイザーとして出席する者

- ・ 石井 伸明 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 職業リハビリテーション部 研修課長
- ・ 大本 正巳 公益社団法人全国障害者雇用事業所協会 副会長 日本パーソネルセンター株式会社 常務取締役
- 鈴木 仁子 府中公共職業安定所 統括職業指導官
- * 玉城 由美子 社会福祉法人加島友愛会 かしま障害者センターLink 支援課長
- ・ 藤尾 健二 NPO 法人ワークス未来千葉 千葉障害者就業支援キャリアセンタ 一長
- ・ 若尾 勝己 NPO 法人ジョブコーチ・ネットワーク 副理事長

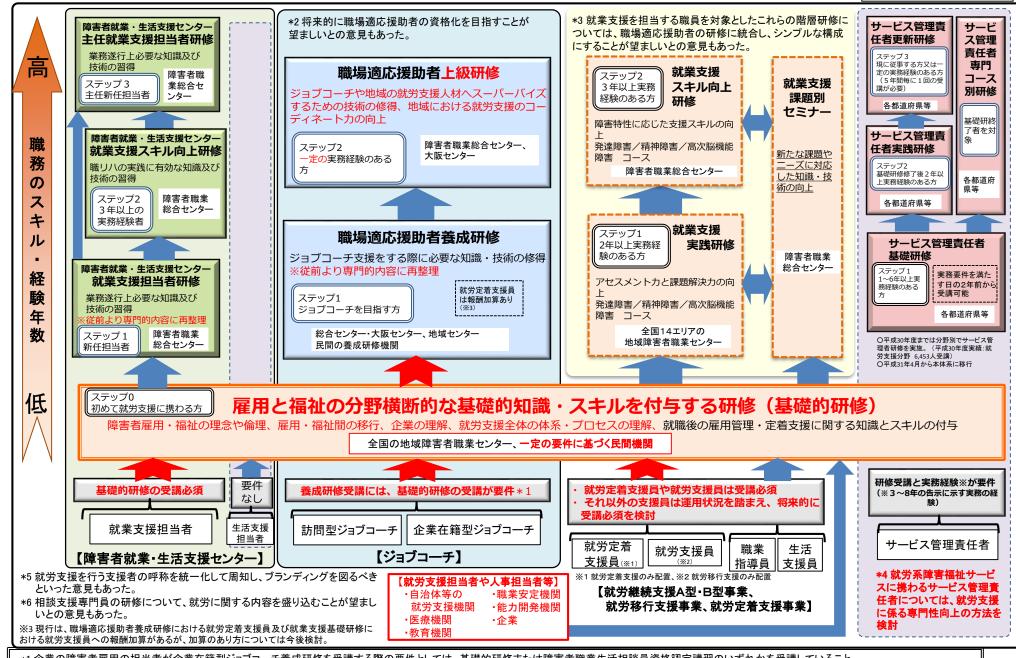
(五十音順、敬称略)



- ※公共職業安定所職員は、労働大学校における研修により必要な知識・スキルを習得している。
- ※障害者職業カウンセラー及び配置型ジョブコーチをはじめとする地域障害者職業センターの支援スタッフは、高齢・障害・求職者雇用支援機構の内部研修により、必要な知識・スキルを習得してい る。
- ※自治体等の就労支援機関、医療機関、教育機関における就労支援を担当する職員についても、就業支援基礎研修及びその体系に沿った研修、必要に応じて職場適応援助者養成研修及びその 体系に沿った研修を受講している。

今後の専門人材の研修体系イメージ図

参考資料2-2



^{*1} 企業の障害者雇用の担当者が企業在籍型ジョブコーチ養成研修を受講する際の要件としては、基礎的研修または障害者職業生活相談員資格認定講習のいずれかを受講していること。

[※]図内の赤字部分が、今後、新規・拡充を検討する部分となる。

参考資料3

【基礎的研修】 カリキュラムイメージ改訂(案)

形態

講義

講義

講義

講義

講義

講義

講義

講義

講義

意見交換

ケーススタ

ディ

講義

時間(分)

80

50

50

60

60

60

60

60

60

60

100

60

90

50

合計時間 900分

科目

就労支援の理念・目的、障害者 1 雇用の現状と障害者雇用・福祉

就業支援のプロセス I (インテー ② ク~職業準備性の向上のための

就業支援のプロセスⅡ(求職活

障害特性と職業的課題 I (身体

障害、高次脳機能障害、難病)

⑥ 障害特性と職業的課題Ⅱ(知的

⑦ 障害特性と職業的課題皿(精神

⑧ 労働関係法規の基礎知識

9 企業に対する支援の基礎

ための生活・家族支援

② 企業における障害者雇用の実際

③ 地域における就労支援の取組

オンライン形式での講義の振り返

11 アセスメントの基礎

ケースマネジメントと職場定着の

障害、発達障害)

障害)

No

施策

③ 就業又振い、二二 動支援~定着支援)

④ 就労支援機関の役割と連携

【就業支援基礎研修研修】

【障害者就業・生活支援センター就業支援 担当者研修】

(就労支援員対応型)							
No	科目	形態	時間(分)				
1	障害者雇用の現状と障害者雇用 施策	講義	60				
2	就業支援のプロセス I (インテーク~職業準備性の向上のための支援)	講義・演習	120				
3	就業支援のプロセスⅡ(求職活動 支援~定着支援)	講義·意見 交換	120				
4	就労支援機関の役割と連携	講義•意見 交換	120				
5	障害特性と職業的課題 I (身体 障害、高次脳機能障害)	講義	60				
6	障害特性と職業的課題 II (知的 障害、発達障害)	講義	60				
7	障害特性と職業的課題皿(精神 障害)	講義	60				
8	労働関係法規の基礎知識	講義	60				
10	企業における障害者雇用の実際	講義 (見学)	90				
9	ケーススタディ・意見交換	ケーススタ ディ・意見 交換	150				

合計時間 900分

No	科目	形態	時間(分)
6	障害者雇用対策の概要と支援センターの役割	講義	70
8	就業支援におけるケースマネー ジメント	講義	75
7	関係機関との連携と地域ネット ワークの活用	話題提供• 意見交換	190
3	障害特性と職業的課題Ⅲ (身体障害・高次脳機能障害・難 病)	講義	80
1	障害特性と職業的課題 I (知的障害・発達障害)	講義	80
2	障害特性と職業的課題 II (精神障害)	講義	80
⑤	労働関係法規の基礎知識	講義	70
9	事業主支援の基礎理解	講義	75
12	【選択講座】 課題分析の概要と実践	講義・ 演習	160
13)	【選択講座】 相談・評価場面における支援 ツールの活用	(希望により1つを選択)	160
4	職場における雇用管理の実際	講義	90
11)	ケーススタディ	事例検討	180
10	職場定着のための取組み	講義	75
		合計時間(1,065分 1,225分)

【職場適応援助者養成研修】

No	科目	形態	時間(分)	共通/訪問型·企業 在籍型
3	職場適応援助者の役割	講義	60~120 60~120	共通、 訪問型·企 業在籍型
⑦企	社会福祉の現状	講義 (見学)	60~180	企業在籍型
1 2	職業リハビリテーションの理念と 就労支援のプロセス	講義	60~120	共通
(13)	地域における関係機関の役割と ネットワークの活用	講義	60~120 60~120	共通、 訪問型·企 業在籍型
4	障害特性と職業的課題	講義	180~ 300	共通
⑤	就労支援に関する制度	講義	60~180	共通
⑦訪	企業文化の理解	講義 (見学)	60~180	訪問型
14)	ケアマネジメントと職場定着のための生活・家族支援	講義	60~180	共通
8	アセスメントの視点と支援計画に 関する理解	講義演習	60~120 120~ 240	共通、 訪問型・企 業在籍型
6	職場における雇用管理	講義	60~120	共通
15)	ケースから学ぶジョブコーチ支援 の実際	事例研究	120 ~ 240	共通
9	企業へのアプローチと事業所に おける調整方法 事業所内における調整	講義 演習	120 ~ 240	訪問型
10	事業所での支援方法の基礎理解	講義 演習	180 ~ 360	共通
11)	職務分析と行動観察、作業指導	講義 演習	240 ~ 360	共通
12	支援記録の作成	講義 (演習)	60~180	共通
16	事業所における職場適応援助者 の支援の実際	実習	420 ~ 480	共通
		合計師	寺間 2,52	0分(JEED)

※JEED:うち集合研修分 1,590分。うち実技研修分930分。

【就業支援基礎研修】カリキュラム(就労支援員対応型)

	各地域における関係機関がより効果的な職業リハビリテーションを実施するために必要な知識・ 技術等の習得を図る。なお、就労支援員対応型では、就労移行支援事業所の就労支援員が就労移 行を行うに当たって必要な基礎的知識及び技能を習得させるもの。				
受講要件(対象者)	障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、特別支援学校、その他福祉、教育、医療等の機関において就業支援を担当する職員。なお、就労支援員対応型では、就労移行支援員を重点対象とするものの、受講対象として限定するものではない。				
実施主体	JEED(各地域センター)				
実施規模	【実施回数】令和元年度:64回				

No	科目	形態	講師	内容	時間(分)
1	障害者雇用の現状と障害者雇 用施策	講義	外部また はカウン セラー	・地域の障害者雇用の状況 ・国の障害者雇用対策の体系や各種制度 ・労働施策と福祉施策等の連携(福祉・教育・医療から雇用への流れ) ・障害者人材開発施策(公共職業訓練)等	60
	就業支援のプロセス I (インテーク~職業準備性の向上のための支援)	講義・演習	カウンセラー	・就業支援の基本的な考え方(働くことの意義の理解、就業支援の視点、支援者の役割と資質、企業の視点の理解) ・就業支援のプロセスと手法(支援の基本的姿勢、職業準備性の考え方、職業準備性の向上のための支援の実施方法、支援事例等) ・【演習】就労移行支援のためのチェックリスト等の実施方法	120
3	就業支援のプロセスⅡ(求職活 動支援~定着支援)	講義•意 見交換	カウンセ ラー	・就職のための支援(ハローワーク活用、企業開拓、企業へのアプローチ、 就職時の支援、支援事例等) ・職場定着・雇用継続のための支援(職場定着・雇用継続に向けた支援体 系、支援の実施方法・留意事項) ・【意見交換】受講者の所属機関における各種支援の取組等	120
4	就労支援機関の役割と連携	講義・意 見交換	カウンセ ラーまた は外部	・就労支援機関の役割と業務内容(ハローワーク、地域障害者職業センター、就業・生活支援センター等) ・就業支援ネットワークについて(ネットワークの重要性・構築するための要件・構造・構築の手順等) ・地域ネットワークを活用した支援事例等 ・【意見交換】関係機関との連携、ネットワークの活用状況	120
⑤	障害特性と職業的課題 I (身体 障害、高次脳機能障害)	講義	カウンセラー	・身体障害(職業的課題、特性に即した支援方法、留意事項、支援事例)・高次脳機能障害(職業的課題、特性に即した支援方法、留意事項、支援事例)等	60
6	障害特性と職業的課題 II (知的 障害、発達障害)	講義	カウンセラー	・知的障害(職業的課題、特性に即した支援方法、留意事項、支援事例)・発達障害(職業的課題、特性に即した支援方法、留意事項、支援事例)等	60
7	障害特性と職業的課題Ⅲ(精神 障害)	講義	カウンセ ラー	・精神障害(職業的課題、特性に即した支援方法、留意事項、支援事例)等	60
8	労働関係法規の基礎知識	講義	外部	・労働契約上の留意点(労働契約の締結、労働時間、休憩、休日、賃金、解雇等)・法律上企業等に加入が義務づけられている労働保険・社会保険(労災保険、雇用保険)	60
9	ケーススタディ・意見交換	ケースス タディ・ 意見交 換	カウンセ ラーまた は外部	【ケーススタディ】 ・支援対象者・対象事業所等の概要、支援課題の説明 ・事例検討 ・実際の支援内容、関係機関の連携、支援実施上のポイント等の説明 【意見交換】 ・支援の現状と今後の取組について ※いずれも支援のプロセスや支援方法、関係機関との連携について理解できるようにすること。	150
10	企業における障害者雇用の実際	講義(見学)	外部	 ・企業の概要 ・障害者の雇用管理の状況(障害者雇用の考え方、雇用状況、業務内容、雇用管理に関する取組(関わり方や職場内支援体制構築の取組) ・企業が求める人材(採用時に重視すること、雇用継続に向けて重視すること)等 	90

合計時間 900分

【障害者就業・生活支援センター就業支援担当者研修】カリキュラム

研修目的(研修の仕上がり像)	障害者就業・生活支援センター就業支援担当者として、業務遂行上必要となる知識及び技術を習得 し、業務の円滑な実施に資すること。
受講要件(対象者)	新任の障害者就業・生活支援センター就業支援担当者
実施主体	JEED(本部)
実施規模	【実施回数】令和元年度: 3回 令和 2 年度: 2回 【受講者数】令和元年度: 233人 令和 2 年度: 27人

No	科目	形態	講師	内容	時間(分)
1	障害特性と職業的課題 I (知的 障害、発達障害)	講義	JEED	・知的障害(定義、雇用状況、特性と職業的課題、支援のポイント、支援事例)・発達障害(定義、雇用援護制度、特性と職業的課題、支援のポイント、支援事例)等	80
2	障害特性と職業的課題 II (精神 障害)	講義	JEED	・精神障害(定義、雇用状況、特性と職業的課題、支援のポイント、支援事例)等	80
3	障害特性と職業的課題Ⅲ(身体 障害、高次脳機能障害、難病)	講義	JEED	・身体障害(定義、雇用状況、特性と職業的課題、支援のポイント)・高次脳機能障害(定義、雇用援護制度、特性と職業的課題、支援のポイント、支援事例)・難病患者(特性と職業的課題、支援のポイント)等	80
4	職場における雇用管理の実際	講義	企業担当者	・企業の概要 ・障害者の雇用管理の状況(障害者雇用の考え方、雇用状況、業務内容、 雇用管理に関する取組(関わり方や職場内支援体制構築の取組) ・企業が求める人材(採用時に重視すること、雇用継続に向けて重視すること) ・雇用事例の紹介 ・支援者に求めること 等	90
⑤	労働関係法規の基礎知識	講義	労務士	・法律上企業等に加入が義務づけられている社会保険(労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険)・労働契約上の留意点(労働契約の締結、労働時間、休憩、休日、賃金、退職等)	70
6	障害者雇用対策の概要と支援センターの役割	講義		・障害者雇用の現状と課題(障害者雇用状況、職業紹介状況、障害者雇用の課題) ・障害者雇用対策の枠組み(障害者雇用促進法、雇用率制度、特例子会社制度、障害者の範囲、雇用義務の対象、職業リハビリテーション部の実施体制等) ・障害者の雇用促進のための取組(ハローワークでの取組、各種雇用援護制度、支援プログラム等) ・障害者就業・生活支援センターの役割	70
7	関係機関との連携と地域ネット ワークの活用	講義·意 見交換	業・生活 支援セン ター	・関係機関の連携と地域ネットワークの活用(講師の所属センターにおける 就業支援の実施状況、関係機関との連携の必要性、ネットワーク形成の経 緯、連携時の留意点)等 ・【意見交換】グループワークにより関係機関との連携、ネットワークにおけ る工夫や配慮について、それぞれの取組内容、課題と対応について意見交 換を行う	190
8	就業支援におけるケースマネジ メント	講義	業∙生活	 ・ケースマネジメントとは(定義、構成員、プロセス、必要性等) ・ケースマネジメントのプロセスから見た就業支援の実際(インテーク、アセスメント等の各段階での支援内容、支援実施上のポイント等) ・事例の紹介 ・支援センターに求められるケースマネジメントの機能(情報発信、相談窓口、地域資源のコーディネーター等) 	75
9	事業主支援の基礎理解	講義	JEED	・障害者雇用を巡る企業を取り巻く状況(行政指導、法改正、CSR等) ・事業主支援の方法(支援開始前の準備、支援ニーズの把握、事業所情報 の把握、支援ニーズに応じた支援計画の立案、支援の実施、フォローアッ プ) ・支援事例 ・事業主支援実施上のポイント・留意事項等	75
10	職場定着のための取組み	講義	支援センター	・職場定着のための支援について(フォローアップが必要な理由、目的・狙い、実施方法等) ・事例から見えるフォローアップのポイント(フェイディングを意識した計画と 実施、問題発生予防、臨機応変な対応、関係機関との連携と役割分担の明 確化等)	75
11)	ケーススタディ	ケースス タディ	業・生活	【ケーススタディ】 ・支援対象者・対象事業所等の概要、支援課題の説明 ・事例検討 ・実際の支援内容、関係機関の連携、支援実施上のポイント等の説明	180
12	[選択講座] 課題分析の概要と実践	講義·演 習	JEED	・課題分析について(定義、課題分析で分析する[課題]とは、記録の方法等) 【演習】 ・課題分析の技法を活用した作業観察、記録 ・システマティック・インストラクションを活用した作業指導と記録の取り方	160
13)	[選択講座] 相談支援技法の活用	講義·演 習	JEED	・トータルパッケージの概要 ・MSFASについて(概要、相談支援において活用する意義、活用事例、シートの記入、活用上の留意点) ・ストレス・疲労のセルフマネジメント・トレーニングについて(セルフマネジメント・トレーニングの進め方、同トレーニングにおけるMSFAS、ワークサンプル幕張版、M-メモリーノートの活用方法等)	160 1,065分

合計時間 1,065分 (1,225分)

【職場適応援助者養成研修】訪問型・企業在籍型モデルカリキュラム

研修目的 (研修の仕上がり像)	職場適応援助者が障害者の職場適応に関する援助を行う際に必要となる知識及び技術を習得すること。						
	【訪問型】						
	・障害者の就労支援を行う法人に雇用されており、障害者の就労支援に係る業務経験が1年以上						
	・法人に雇用されており、職場適応援助者養成研修終了1年以内に職場適応援助者として援助を行う予定のある者						
	・医療機関に所属しており、精神障害者等の就労支援に係る業務を行っており、より効果的な支援を行うため受講が必要とさ						
 受講要件(対象者)	れる者						
文誦安什 (対象有)	【企業在籍型】						
	・障害者を雇用している又は雇用しようとしている事業主に雇用されている者、又は同事業主						
	・障害者の雇用管理等に関する業務を担当している又は担当する予定のある者						
	・職場適応援助者助成金を活用した企業在籍型職場適応援助を予定しており、そのために研修受講が必要な者						
	・障害者の雇用管理等をより効果的に行うために研修受講が必要な者						
実施主体	・JEED(集合研修:本部及び大阪センター。実技研修:各地域センター)						
大旭王 M	・大臣指定養成機関(7機関)						
	【実施回数】令和元年度:(訪問型)10回+12回 (企業在籍型)10回+12回						
 実施規模	令和 2 年度: (訪問型) 8回 + 6回 (企業在籍型) 8回 + 5回						
	【受講者数】令和元年度:(訪問型)588人 (企業在籍型)830人						
	令和 2 年度: (訪問型)215人 (企業在籍型)282人						

No	科目	形態	講師	内容	時間(分)	訪問型/企業在 籍型
	職業リハビリテーションの理念と 就労支援のプロセス	講義	JEED	・リハビリテーションの理念の歴史的発展と動向 ・職業リハビリテーションの目的 ・「障害」の捉え方等 ・就業支援のプロセスの構成、支援メニュー、支援実施上のポイント(インテーク、アセスメント、プランニング、職業準備性向上のための支援、就職方雇用継続に向けた支援)	60~120	共通
3	職場適応援助者の役割	講義	JEED	・職場適応援助者の制度と役割 ・職場適応援助者の支援の流れ ・職場における障害者の権利擁護(障害者権利条約、合理的配慮等) ・守秘義務と情報の共有化 ・職場適応援助者の役割		共通、訪問型/企 業在籍 型
				・支援者の視点やアプローチの手法、支援のプロセス ・ケース会議の開催と留意事項	60~120	
4	障害特性と職業的課題	講義	JEED	・障害特性と職業的課題【身体障害(視覚、聴覚、肢体不自由、内部障害)、知的障害、精神障害(高次脳機能障害、若年性認知症を含む)、発達障害、難病】 ・障害特性に応じた支援方法、就業支援事例 (可能であれば、障害当事者の話を聞く機会を設ける。)	180~ 300	共通
5	就労支援に関する制度	講義	社会保険労 務士	・障害者雇用施策の概要・労働基準法、最低賃金、労働安全衛生法等基本的な労働関係法規の概要(労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の特徴)・活用できる助成金制度の概要	60~180	共通
6	職場における雇用管理	講義	JEED	・事業所における障害者の雇用管理の現状と課題 ・就労支援における企業のニーズ	60~120	共通
7	企業文化の理解	講義	JEED	・企業経営の基礎 ・企業の視点や企業文化の理解 (可能であれば、企業の見学を行う)	60~180	訪問型
	社会福祉の現状	(見学)	福祉サービス事業所	・障害者自立支援法における就労の位置付け ・障害の概念、社会福祉の視点等 (可能であれば、就労移行支援事業所等の見学を行う)	100~100	企業在 籍型
				・アセスメントの視点と方法	60~120	共通、訪
8	アセスメントの視点と支援計画に 関する理解	講義 演習	JEED (地域 センター)	・支援計画の意味、内容と活用方法 ・支援計画作成のためのアセスメント、プランニングの方法 ・面接・面談のポイント ・フォローアップ計画の意味と活用方法	120~ 240	問型/企 業在籍 型
	企業へのアプローチと事業所に おける調整方法	講義	企業担当者	・企業へのアプローチ方法 ・事業所への働きかけと調整方法	120~	訪問型
9	事業所内における調整	演習	企業在籍型 ジョブコーチ	・事業所内における管理者、社員への理解の促進 ・ケース会議等を通じて関係者と合意形成を図る方法の理解	240	企業在 籍型
10	事業所での支援方法の基礎理解	講義演習	企業担当者	 ・具体的な支援の流れと方法 ・職場環境アセスメント ・職域開拓と職務の再構成 ・ナチュラルサポートの形成 ・ストレスの把握と対処の重要性 	180~ 360	共通
11)	職務分析と <u>行動観察、</u> 作業指導	講義演習	JEED	 ・職務分析、工程分析 ・作業指導における行動観察とフィードバック ・わかりやすい伝え方 ・ジグや道具の活用と作業改善の提案 	240~ 360	共通
12	支援記録の作成	講義 (演習)	JEED	・支援記録の作成方法と活用方法	60 ~ 180	共通
13)	地域における関係機関の役割と ネットワークの活用	講義	JEED(地域 センター)	・雇用、福祉、教育等地域の関係機関の役割 ・関係機関の役割分担と連携のあり方 ・関係機関への情報提供の仕方	60~120	共通
14)	ケアマネジメントと職場定着のための生活・家族支援	講義	JEED	・ケアマネジメントの理念・職業生活を支える支援の考え方と方法・家族への支援の考え方と方法・職業生活支援における企業の役割と関係機関との連携	60~180	共通
15)	ケースから学ぶジョブコーチ支援 の実際	事例研 究	JEED	・ジョブコーチ支援の一連のプロセスを含むモデル事例を通じ、支援の方法を学ぶ	120 ~ 240	共通
16	事業所における職場適応援助者 の支援の実際	実習	JEED (地域 センター)	(必要に応じて、1時間程度の事前指導を行う) ・事業所実習 ・事業所における雇用管理の理解 ・事業所のアセスメント演習 ・仕事の伝え方、職務分析等の実習 (可能であれば、障害当事者の話を聞く機会を設ける。)	420~ 480	共通
			-		· 引 2,520分)(JEED)

就業支援基礎研修の実施状況(都道府県別)

「令和2年度実績)

						所属機関	関別の受講者	·数(人)	
		回数	受講者数 (人)	うち就労支 援員数 (人)	①福祉 機関	②医療機 関	③教育機 関	④自治体等	⑤その他の 機関
01	北海道	3	108	40	82	8	2	14	2
02	青 森	1	30	3	22	0	2	3	3
03	岩 手	1	27	7	19	3	0	5	0
04	宮城	1	51	11	41	0	4	5	1
05	秋 田	1	20	3	15	1	0	4	0
06	山形	1	41	3	13	7	9	11	1
07	福島	1	46	14	33	2	1	6	4
08	茨 城	1	30	12	28	0	0	2	0
09	栃 木	1	33	13	30	0	1	2	0
10	群 馬	1	24	15	18	0	1	5	0
11	埼玉	3	73	25	68	0	0	4	1
12	千葉	2	40	24	40	0	0	0	0
13	東京	3	173	89	146	0	0	25	2
14	神奈川	2	80	28	77	0	0	3	0
15	新 潟	1	40	36	37	1	0	2	0
16	富山	1	27	7	19	0	2	3	3
17	石 川	1	42	10	36	1	3	1	1
18	福井	1	35	1	30	1	1	0	3
19	山梨	1	34	6	25	2	2	3	2
20	長 野	1	31	2	19	0	3	5	4
21	岐 阜	1	45	6	27	1	7	7	3
22	静岡	1	37	6	35	0	0	2	0
23	愛知	3	70	59	69	0	0	1	0
24	三重	1	28	10	24	0	0	4	0

						所属機	関別の受講者	f数(人)	
		回数	受講者数 (人)	うち就労支 援員数 (人)	①福祉 機関	②医療機 関	③教育機 関	④自治体 等	⑤その他の 機関
25	滋賀	1	22	13	14	0	0	8	C
26	京 都	1	38	5	33	1	1	3	C
27	大阪	4	145	44	138	1	0	3	3
28	兵庫	2	104	22	88	0	4	8	4
29	奈 良	1	18	14	16	0	1	1	(
30	和歌山	1	21	4	11	4	2	4	(
31	鳥 取	1	17	1	6	0	3	8	C
32	島根	1	33	1	15	2	4	5	7
33	岡山	1	27	13	22	2	0	2	1
34	広 島	1	41	3	33	0	1	3	4
35	μп	1	26	6	20	0	3	3	(
36	徳島	1	25	1	21	3	0	1	(
37	香 川	1	17	0	14	0	1	2	(
38	愛媛	2	65	17	47	5	5	5	3
39	高 知	1	15	5	3	0	5	5	- 2
40	福岡	3	83	7	74	1	0	5	3
41	佐 賀	1	43	6	28	1	7	2	Ę
42	長 崎	1	29	9	26	0	0	2	1
43	熊本	1	36	5	25	5	1	3	2
44	大 分	1	26	7	17	1	0	8	(
45	宮崎	1	37	9	30	0	1	5	
46	鹿児島	1	22	7	15	1	1	2	:
47	沖 縄	1	34	7	26	0	0	6	
	計	64	2089	636	1646	54	78	240	7

※ 受講者内訳

①福祉機関:就労移行支援事業・就労定着支援事業・就労継続支援A型・就労継続支援B型・その他の福祉サービスの実施事業所、②医療機関:保健・保健機関

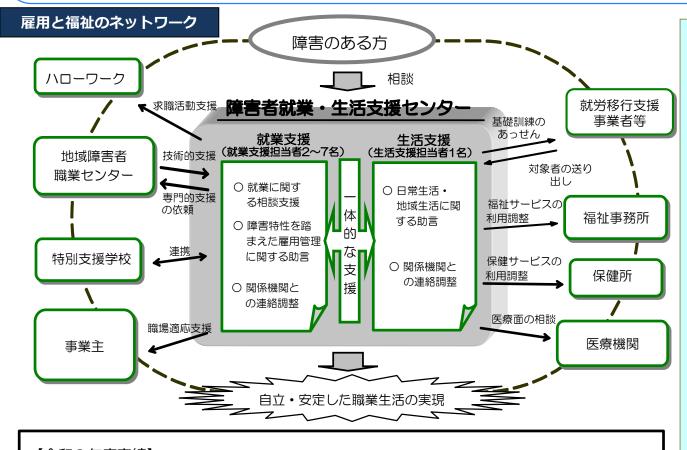
③教育機関:教育機関、 ④自治体等:自治体等の就労支援機関・障害者就業・生活支援センター、⑤その他の機関:職業能力開発機関・ハローワーク・行政機関・その他

障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

	就労移行支援事業 ^(規則第6条の9)	就労継続支援A型事業 ^(規則第6条の10第1項)	就労継続支援B型事業 (規則第6条の10第2項)	就労定着支援事業 ^(規則第6条の10)				
事業概要	通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。 (標準利用期間:2年) ※ 必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である 者に対して、雇用契約の締結等による就 労の機会の提供及び生産活動の機会の 提供その他の就労に必要な知識及び能力 の向上のために必要な訓練等の支援を行う。 (利用期間:制限なし)	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である 者に対して、就労の機会の提供及び生産 活動の機会の提供その他の就労に必要な 知識及び能力の向上のために必要な訓練 その他の必要な支援を行う。 (利用期間:制限なし)	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である6月を経過した者に対して、就労の継続を図るために、障害者を雇用した事業所、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、障害者が雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。 (利用期間:3年)				
対象者	① 企業等への就労を希望する者 ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件 を満たせば利用可能。	 移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者 ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。 	① 就労経験がある者であって、年齢や体力の 面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 50歳に達している者又は障害基礎年 金1級受給者 ③ ①及び②に該当しない者で、就労移行 支援事業者等によるアセスメントにより、 就労面に係る課題等の把握が行われて いる者	① 就労移行支援、就労継続支援、生活 介護、自立訓練の利用を経て一般就労 へ移行した障害者で、就労に伴う環境変 化により日常生活又は社会生活上の課 題が生じている者であって、一般就労後 6月を経過した者				
報酬単価	468~1, 128単位/日 〈定員20人以下の場合〉 ※就職後6月以上の定着率が高いほど高い報 酬	319~724単位/日 〈定員20人以下、人員配置7.5:1の場合〉 ※「1日の平均労働時間」、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援カ向上」、「地域連携活動」 の5つの項目による総合評価	 I.「平均工賃月額」に応じた報酬体系 566~702単位/日 〈定員20人以下、人員配置7.5:1の場合〉 ※平均工賃月額が高いほど高い報酬 I.「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系 556単位/日 〈定員20人以下の場合〉 	1,046~3,449単位/月 <利用者数20人以下の場合> ※利用者数に応じた設定 ※就労定着率(過去3年間の就労定着支援の 総利用者数のうち前年度末時点の就労定着 者数)が高いほど高い報酬				
事業所数	2,992事業所 (国保連データ令和3年4月)	3,946事業所 (国保連データ令和3年4月)	14,060事業所 (国保連データ令和3年4月)	1,343事業所 (国保連データ令和3年4月)				
利用者	35,716人	77,307人	290,559人	13,141人				
数	(国保連データ令和3年4月)	(国保連データ令和3年4月)	(国保連データ令和3年4月)	(国保連データ令和3年4月)				

障害者就業・生活支援センター

障害者の身近な地域において就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う 「障害者就業・生活支援センター」を設置(令和3年4月現在 336センター)



【令和2年度実績】

支援対象障害者数: 204,394人

相談・支援件数: 支援対象障害者 1,280,416件 事業所 437,536件 就職件数(一般事業所): 14,984件 就職率: 72.7%

定着率(1年): 81.2%

業務内容

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

<就業面での支援>

- ○就業に関する相談支援
 - 就職に向けた準備支援(職業準備訓練、 職場実習のあっせん)
 - 就職活動の支援
 - ・職場定着に向けた支援
- 障害のある方それぞれの障害特性を踏ま えた雇用管理についての事業所に対する 助言
- 関係機関との連絡調整

く生活面での支援>

- 〇 日常生活・地域生活に関する助言
 - 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
 - 住居、年金、余暇活動など地域生活、 生活設計に関する助言
- 関係機関との連絡調整

【事業所数、人員数、研修受講者数】

	事業所数	
就労系障 害福祉 サービス 事業所	就労移行支援	2,992
	就労継続支援A型	3,946
	就労継続支援B型	14,060
	就労定着支援	1,343
障害者就業・生活支援センター		336
職場適応援助者		_

令和3年4月時点

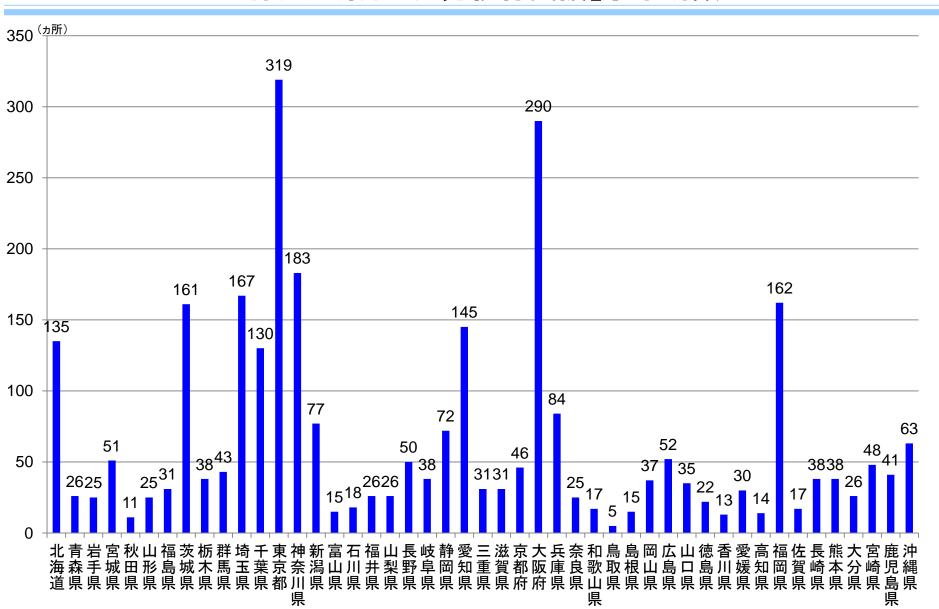
	人員数		
就労系障	就労支援員	4,600~7,600程度	
害福祉	職業指導員・生活支援員	56,000~92,000程度	
サービス	就労定着支援員	1,300~1,400程度	
障害者就 業・生活	就業支援担当者	1,274	% 2
支援セン ター	生活支援担当者	470程度	※ 3
	職場適応援助者	1,042	※ 4

- ※1: 就労系障害福祉サービスの人員数は、各事業所の人員数を把握できる既存データがないため、便宜的に、報酬算定上のデータから算出した利用定員又は利用者数ごとの事業所数と人員基準上必要な人員数に基づいて試算した概算人数であり、実際の人員数が必ずしもこれらの数値の範囲内ではない可能性に留意が必要。
- ※2:主任就業支援担当者を含む数。令和2年度末時点
- ※3:令和3年度地域生活支援事業費補助金の内示状況等による推計人数。
- ※4:職場適応援助者の人員数は、地域障害者職業センターに配置された人数と、当該年度 に障害者雇用安定助成金(障害者職場適応援助コース)の受給資格認定により把握し た人数。令和2年度実績

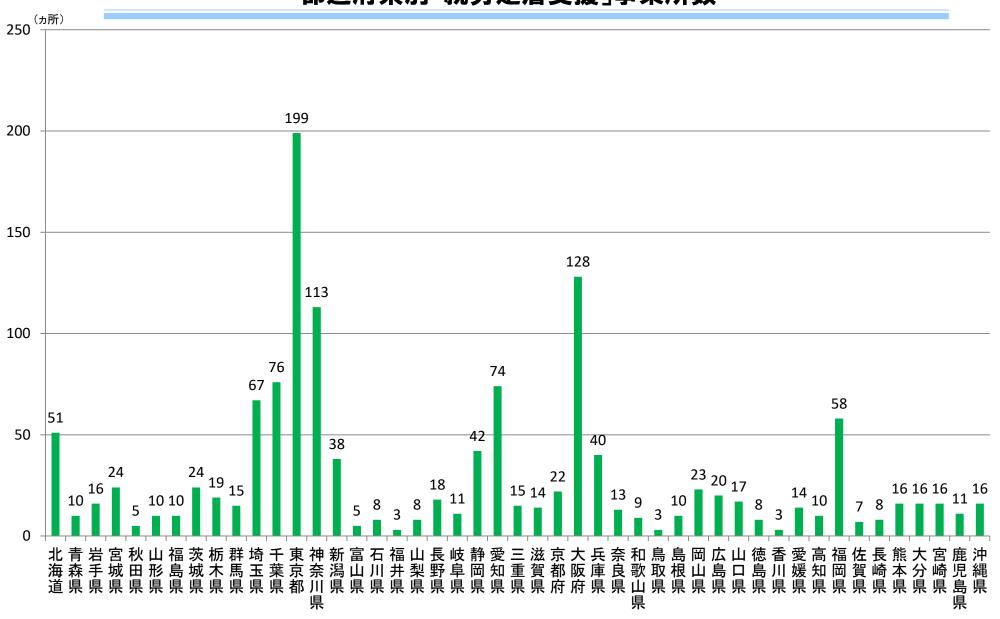
研修受講者数	令和元年度	令和2年度	
就業支援基礎研修	2,652	2,089	
障害者就業・生活支援センター 就業支援担当者研修	233	27	
職場適応援助者養成研修	1,418	497	※ 1

※1: 令和元年度実績の内訳:訪問型588人、企業在籍型830人 令和2年度実績の内訳:訪問型215人、企業在籍型282人

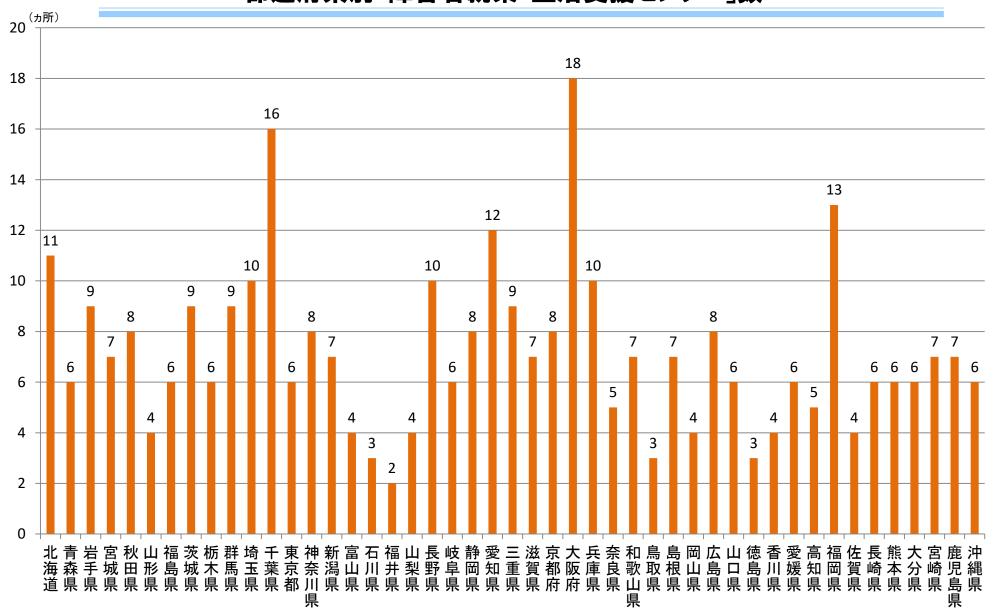
都道府県別「就労移行支援」事業所数



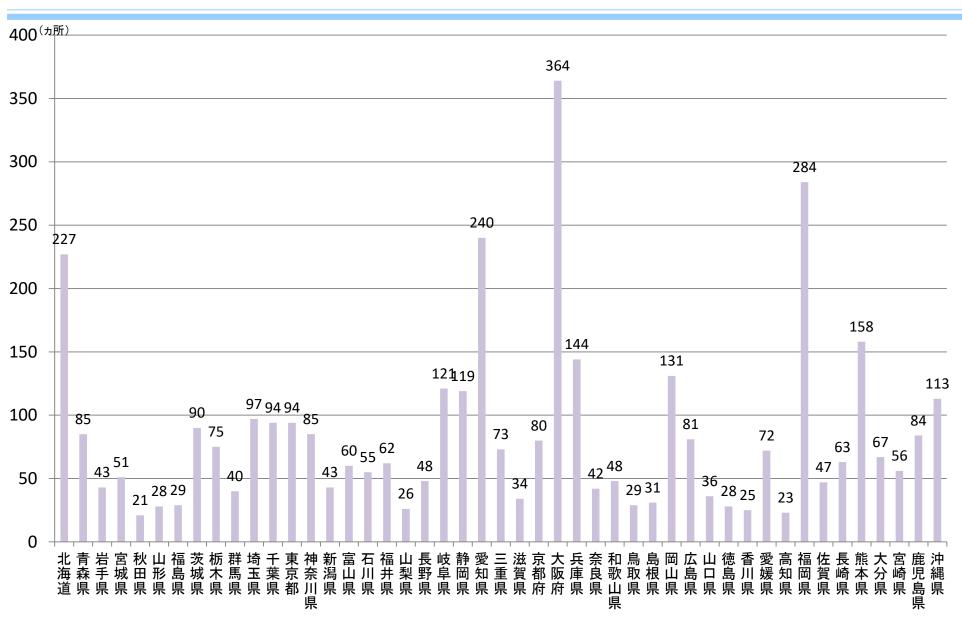
都道府県別「就労定着支援」事業所数



都道府県別「障害者就業・生活支援センター」数



都道府県別就労継続支援(A型)事業所数



都道府県別就労継続支援(B型)事業所数

